

## はなさき支援学校教育情報ネットワークの利用に関する運用規程 (R4. 7. 11)

### (ネットワークの運用)

- 第1条 この規程は、「沖縄県教育情報ネットワーク管理運用規程」を受けて、本校におけるネットワークの利用について必要な事項を定めるものである。
- 第2条 本校のURL、メールアドレスは次の通りとする。  
(1) URL : 「http://www.hanasaki-sh. open. ed. jp/」  
(2) メールアドレス : 「school@hanasaki-sh. open. ed. jp」
- 第3条 本校における適正なネットワークの利用や、校内システムの管理・運用の確保に努めるため、「情報視聴覚部」において運営する。
- 第4条 情報化統括責任 (C I O) を教頭、情報化推進リーダーを情報視聴覚部主任とする。
- 第5条 情報化統括責任 (C I O) 、情報化推進リーダーを中心とし、ネットワークの管理・運用等にあたる。
- 第6条 校内ネットワークの適正利用、管理・運用を図るため、次のことを行う。  
(1) ネットワーク及びインターネットの利用状況の把握。  
(2) ネットワーク上でのトラブル等への適切な対応  
(3) 児童生徒のネットワークを利用した情報の発信・受信に係る指導の推進 (生徒指導部との連携を図る)  
(4) 不要となった情報の破棄及び消去  
(5) メールアドレス及びパスワードの管理及び漏洩防止  
(6) Webページの作成及び管理
- 第7条 沖縄県情報ネットワークを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。  
(1) 本校職員  
(2) 本校児童生徒で、教職員の監督の下にある者  
(3) その他情報視聴覚部が適当と認めた者
- 第8条 沖縄県教育情報ネットワークの利用は、原則として教育研究を目的とするものおよび児童生徒の教育活動とする。
- 第9条 校内のネットワークセグメントを次の各号のとおりとする。  
(1) 教師用セグメント  
(2) 生徒用セグメント  
(3) 無線LANセグメント
- 第10条 個人情報を取り扱えるのは教師用セグメントのみとする。
- 第11条 ネットワークを利用した通信において、次の行為を行ってはならない。  
(1) 人権の侵害、個人情報の漏洩、誹謗中傷する行為  
(2) 他者の名誉・信用を傷つける行為、及びプライバシーを侵害する行為  
(3) 著作権等の知的財産権及び肖像権を侵害する行為  
(4) 公序良俗に反する行為  
(5) 虚偽の情報を発信する行為  
(6) 営利目的の行為、及び法令に違反する行為  
(7) ネットワーク機器及び各種サービスへのアカウント (ログインID・パスワード)、設定条件等を第三者へ開示・譲渡、貸与・共用する行為  
(8) ネットワーク機器及び各種サービスのパスワードを他のインターネットサービスで使用する行為(使い回し)  
(9) ネットワーク通信を阻害する行為  
(10) ネットワーク全体を脅かす恐れのあるアプリケーションソフトのインストール及びそれらを利用する行為  
(11) ネットワーク運用に支障を来す恐れのあるサイトへアクセスする行為  
(12) ネットワークのコンテンツフィルタリングを回避する行為  
(13) 指定のウイルス対策ソフトウェアがインストールされていない等、セキュリティ対策が講じられていない端末を接続する行為  
(14) 県立総合教育センターが定めたセグメント・接続する機器以外の機器を接続する行為  
(15) 県立総合教育センターの許可なく、指定する機種以外のアクセスポイントを設置又は無線通信が可能となる環境を構築し、ネットワークに接続する行為  
(16) 無線情報端末に設けられた制限を解除し、設置者や管理責任者の意図しない状態でネットワークに接続する行為  
(17) 受信したメールを自動的に他のアカウントへ転送する行為(自動転送設定) ※ただし、学校代表用アカウント (school) についてはこの限りではない  
(18) ポータブルメールソフト等をUSBメモリ等持ち運び容易な記録媒体上で動作させる行為  
(19) 前各号に掲げるもののほか、ネットワーク運用に支障を来す恐れのある行為
- 第12条 利用者がこの規程に違反した場合は、情報視聴覚部はその利用を停止または禁止することができる。

### (沖縄県教育情報ネットワークの関連機器の管理・運用)

- 第13条 ネットワーク関連機器の利用は、原則として研究情報や成果の公開ならびに授業の支援を目的とするものに限る。
- 第14条 ネットワーク関連機器の運用・管理のため、複数の担当者をおくものとする。
- 第15条 ネットワーク関連機器担当者は、ネットワーク関連機器の運用・管理を行う。
- 第16条 ネットワーク関連機器担当者は、Webページのデータ入力・管理・削除を行う。
- 第17条 ネットワーク関連機器担当者は、ネットワーク接続コンピュータや利用者の登録・削除を行う。

(学校Webページについて)

- 第18条 学校Webページの作成・発信については、本規程を遵守し、最新の情報の更新に努めること。
- 第19条 学校Webページから他機関等にリンクする場合は、学校または公的教育機関、教育上必要な Webページとし内容について十分検討すること。
- 第20条 学校Webページは、他の教育機関による教育目的のための編集または加工の可否等、その旨の条件等を明記するものとする。
- 第21条 学校において情報を発信する公的なWebページ(以下「学校Webページ」)の開設場所は、県立総合教育センターが管理するサーバに開設するものとし、民間プロバイダ等外部機関には開設しない。ただし、SNS等については第23条に従うものとする。
- 第22条 教職員及び児童・生徒は、個人または私的組織として開設しているWebページ上では、公的な Webページと誤解されるような文言・記述を行ってはならない。同様に公的なWebページと誤解されるWebページを作成・開設してはならない。

(ソーシャルネットワークサービス及び動画共有サービスへのデータ配信)

- 第23条 県立学校における、ソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」という)及び、動画共有サービス等の利用については次の各号に定める。
- (1)各学校は学校が管理するアカウントを利用して、外部サービス上に学校の公式SNSページを開設及び動画共有サービス等へのデータ配信をすることができる。開設及び配信については、管理運用規程を遵守すること。
  - (2)公式SNSページ及び動画共有サービスの管理については、学校長の責任の元に責任者を明示して行うこと。
  - (3)公式SNSページ及び動画共有サービスについては、パスワードや認証のためのコード等の認証情報を適切に管理するなどの方法で、不正アクセス対策を行うこと。
  - (4)公式SNSページ及び動画共有サービスについては、個人情報保護について最大限の注意を払うと同時に、教職員及び生徒同士のみが知り得る状態を確保する必要がある情報を配信しないこと。
  - (5)公式SNSページ及び動画共有サービスについては、サービスの終了・停止に備えて、情報のバックアップやスムーズなサービス移行ができるよう適切な準備をすること。
  - (6)学校が作成し学校教育に有益な動画等について、「沖縄県教育委員会 教育支援ビデオOPENEVチャンネル」へデータを送信し公開することができる。「沖縄県教育委員会 教育支援ビデオ」に関する規程は別に定める。

(ネットワーク情報セキュリティの保持)

- 第24条 ネットワークを利用するに当たっては、次の事項に従い、個人情報及びデータ等の保護に努めるものとする。
- (1)ネットワークに接続するコンピュータでは、機器によるトラブルや、外部からの違法な侵入によるシステムやデータ破壊に対応するためデータのバックアップに努めること。
  - (2)コンピュータシステムに何らかの障害を及ぼす目的で作られたプログラム(コンピュータウイルス等)による障害の予防に努めるとともに、接続する全てのコンピュータは、ウイルス対策ソフト等によるウイルス対策を行うこと。
  - (3)ネットワークセキュリティの確保に努めること。

(児童・生徒への指導の徹底)

- 第25条 ネットワークを利用する場合には、人権、著作権への配慮、及び知的所有権を侵害しない等、ネットワーク利用における情報モラルの育成に努めるものとする。
- 2 児童・生徒が外部に情報を発信するデータは教職員の指導の下に作成する。特に学校Webページに掲載する場合は学校長の許可を得て行うこと。
  - 3 教育上有害な情報の取り扱いなどの指導を徹底すること。

(無線LANの利用資格)

- 第26条 沖縄県教育情報ネットワークに接続された無線LANを利用できる者は、次の各号に掲げた者とする。
- (1)本校職員
  - (2)本校生徒で、教職員の監督の下にある者

(生徒用Microsoft365アカウントの管理・運用)

- 第27条 生徒用Microsoft365は、生徒の情報活用能力向上を目指した学校教育活動を支援する目的で利用する。
- 第28条 利用にあたっては、本規程及び「沖縄県教育情報ネットワーク管理運用規程」、「沖縄県教育情報児童生徒用メールアドレス利用に関する規程」を遵守する。
- 第29条 生徒用Microsoft365アカウントは情報システム係が管理・運用する。
- 第30条 情報視聴覚部は情報モラル、ネットセキュリティ等について学校全体で指導する体制を整え、総合教育センターにアカウントの利用申請を行う。
- 第30条 情報視聴覚部は、ユーザ名・パスワードが記載されたアカウントを発行し、生徒に配布する。
- 第31条 アカウントカードの取り扱いについて全職員で指導し、紛失・盗難等の対応は生徒指導部と連携する。

(児童生徒用 Microsoft365 利用における指導)

第 32 条 児童生徒に Microsoft365 のアカウントを配布する際、情報モラルを遵守させるため次の各号の指導を徹底する。

- (1) 配布されたパスワードの変更の禁止
- (2) メールアドレス及びパスワードの他者（個人及び組織）への譲渡、貸与・共用の禁止
- (3) 配布されたパスワードの他者（個人及び組織）への開示の禁止
- (4) 配布されたパスワードを他のインターネットサービスで使用する（使い回し）の禁止
- (5) 知り得た他者のメールアドレス及びパスワードを用いて、電子メール等を利用する行為（不正アクセス）の禁止
- (6) 個人情報およびプライバシーの保護に反する行為の禁止
- (7) 著作権等の知的財産権および肖像権等の権利の侵害の禁止
- (8) ネットワーク運営に支障を及ぼすような行為の禁止
- (9) 他者（個人及び組織）を誹謗中傷する行為の禁止
- (10) 受信したメールを自動的に他のアカウントへ転送設定すること（自動転送設定）の禁止
- (11) ポータブルメールソフトを USB メモリ等持ち運び容易な記録媒体上で動作させる行為の禁止
- (12) 法令及び社会規範に反する行為の禁止
- (13) その他、学校で定める利用目的、管理・指導方針、利用計画に従い、不適切利用の禁止

(クラウドサービスの利用)

第 33 条 県立総合教育センター提供するアカウントで利用できるクラウドサービスについては、次の事項に定めるものとする。

- (1) 学校で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性を要するもの、漏洩・改ざん・破損により学校関係者の権利が侵害される又は業務遂行に支障がでる情報資産についてはクラウド上のデータ保存エリア（以下、クラウドストレージ）へ保存してはならない。
- (2) クラウドストレージに保存されたデータを共有する場合は必要最小限の人数で行うこと。その際、取り扱うデータも必要最小限とすること。
- (3) クラウドストレージの利用にあたっては、本規程、「沖縄県教育情報ネットワーク管理運用規程」及び「沖縄県立学校情報セキュリティ対策基準」を遵守すること。
- (4) クラウド上で利用できる授業支援等のシステム（以下、クラウドシステム）については、提供するサービスの運用規程を理解した上で適切に利用すること。
- (5) クラウドストレージ及びクラウドシステムに保存するデータについては、ハッキング等で漏洩した場合の利用者責任を認識した上で、パスワード及び二段階認証等の管理を確実にすることにより、情報漏洩防止に務めること。
- (6) クラウドサービスの利用にあたっては、離席等により利用者の管理外にある場合は、画面ロックをかけるなど適切な対応を行い、情報漏洩防止に務めること。
- (7) クラウドサービスのセキュリティ強化のため行われる措置については、県立総合教育センターの指示に従い、速やかに対応すること。
- (8) 利用者は、県立総合教育センターとクラウド事業者における「個人情報の適切な管理に関する確認事項」※を確認すること。

(クラウドサービスにおける個人情報の取り扱いについて)

第 34 条 県立総合教育センター提供するアカウントで利用できるクラウドサービスに、保有個人情報を保存する場合は、対象者全てに対して「個人情報の取り扱いに関する同意書」※を取得しなければならない。

2 クラウドサービスを利用し、同意書に定められた範囲を超えて個人情報を提供・共有してはならない。

(学校長による情報の管理)

第 35 条 次の事項については、接続校の学校長がこれを管理する。

- (1) 学校内及び児童・生徒に付与されているアカウント ID やパスワードの管理
- (2) 学校 Web ページ・学校代表アカウント等、学校から発信する情報の内容についての管理